

少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成二十年十二月五日臨時総会決議・平成二十三年二月九日改正・平成二十五年十二月六日改正・平成二十九年三月三日改正・令和元年十二月六日改正・令和三年十二月三日改正）中一部改正

少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成二十年十二月五日臨時総会決議・平成二十三年二月九日改正・平成二十五年十二月六日改正・平成二十九年三月三日改正・令和元年十二月六日改正・令和三年十二月三日改正）の一部を次のように改正する。

第一項中「及び当番付添人制度」を「、当番付添人制度及び罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添の活動を支援する制度」に、「あてる」を「充てる」に改める。

附 則

第一項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。